

### ○ いじめの定義

現 在

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定な人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### ○ いじめ解消の定義

#### 1 いじめにかかる行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### ○ いじめに関する研修について

年度初めの職員研修において、「いじめ防止基本方針」の確認および生徒の実態把握を行う。

**いじめ防止に向けた基本方針**  
**「居場所作り」 「絆作り」 「自己肯定感の高揚」**

- (1) すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- (2) すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性(小4～中3間でのおよそ9割が体験)があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行う。
- (3) すべての生徒がきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持つことのできる「わかる・できる・楽しい授業の創造」に努める。
- (4) 障害のある生徒についての理解を深めるとともに、教師の不適切な言動、差別的な態度が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることなどについて共通認識を深める。
- (5) いじめが発生した場合には、「さ(最悪を想定し)、し(慎重に)、す(素早く)、せ(誠意を持って)、そ(組織で対応)」を念頭におき、保護者や関係機関と連携し、情報を共有しながら早期解決に努める。
- (6) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒の社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導に努める。

**いじめ対策委員会**

校長、教頭、該当学年・及び担任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、(必要に応じて行政等の専門家)

- |  |  |
|--|--|
| (1)いじめの未然防止の体制の整備及び取組<br>(2)いじめの状況把握及び分析<br>(3)いじめを受けた生徒に対する相談及び支援<br>(4)いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援<br>(5)いじめを行った生徒に対する指導 | (6)いじめを行った生徒の保護者に対する助言<br>(7)専門的な知識を有する関係者等との連携<br>(8)教職員研修の実施<br>(9)その他いじめ防止に関すること<br>※週1回の生徒指導部会を必要に応じてこれにかえる。 |
|--|--|

**家庭との連携**

- (1)子どもの小さな変化に気付くことができるよう啓発活動を行う。
- (2)子どもに対して、善悪の判断をきちんと教えることができるよう呼びかける。
- (3)PTA 活動への積極的な参加を啓発する。
- (4)ネットモラル等の啓発と協力を依頼する。

**地域との連携**

- (1)地域 PTA と連携し、鴨池・南安全パトロール隊を核とした地域に協力依頼する
- (2)子どもたちへの積極的な挨拶と声掛けを依頼する。

**いじめの防止**

**いじめの早期発見**

**いじめに対する措置**

人権尊重の精神に基づく教育活動の展開と、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。 (1)生徒会が中心となり、生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるよう生徒集団の自浄作用を醸成する。 (2)人権教育・道徳教育・特別活動等を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 (3)悩みの解消のため、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図る。 (4)教職員のいじめは絶対に許されないという強い気持ちを生徒に分らせることができるよう生徒と接する。 (5)常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検する。	学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。 (1)定期的なアンケートや個別面談を実施するなどして、全校体制で生徒一人ひとりの状況把握に努める。 (2)生徒の小さな変化に気付く。(学校楽しいーの実施、個別面談の実施、生活の記録の活用等) (3)保護者との情報を共有する。(通信、学年・学校だよりの発行、定期連絡、家庭訪問の実施等) (4)地域・関係機関からの情報収集に努める。(ネットボリス鹿儿島、地域PTA 等)	詳細な事実確認に基づき早期発見、早期対応、早期解決を目指す。 (1)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。 (2)いじめ問題を学校全体で組織的に対応する。 (3)校長は事実に基づき、生徒・保護者に説明責任を果たす。 (4)いじめる生徒に対しては、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、同じような行動をとらないよう指導する。 (5)法を犯す行為については関係機関と連携して対応する。 (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡をとる。
--	--	--

- ※ 教職員の研修の充実・いじめ相談体制の整備・相談窓口の周知徹底を行う。
- ※ 必要に応じて関係機関との連携をとり、情報交換を行い、連携を深める。

**教育委員会や関係機関等との連携**

**保護者への連絡と支援・助言**

**懲戒権の適切な行使**

**取組の評価・検証**

(1)いじめによる生徒の生命の、心身または被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様である。 (2)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。	いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を正確に伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。 また、判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。	教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。 ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。	いじめの防止等に向けた取組については、学校評価を通して検証する。その結果に基づいて次年度の取組について検討をする。また、結果については教育委員会及び保護者・地域に報告・周知する。
---	---	--	---

○ 重大事態への対処

(1) **重大事態の発生と緊急対応**

ア **重大事態の意味**

<p>「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)</p> <p>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 (法第 28 条第 1 項第 1 号に係る事態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>・身体に重大な障害を負った場合</li> <li>・金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>・精神症の疾患を発症した場合</li> </ul>
<p>相当の期間を欠席することを余儀なくされている場合 (法第 28 条第 1 項第 2 号に係る事態)</p> <p>不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p>

イ **重大事態への緊急対応**

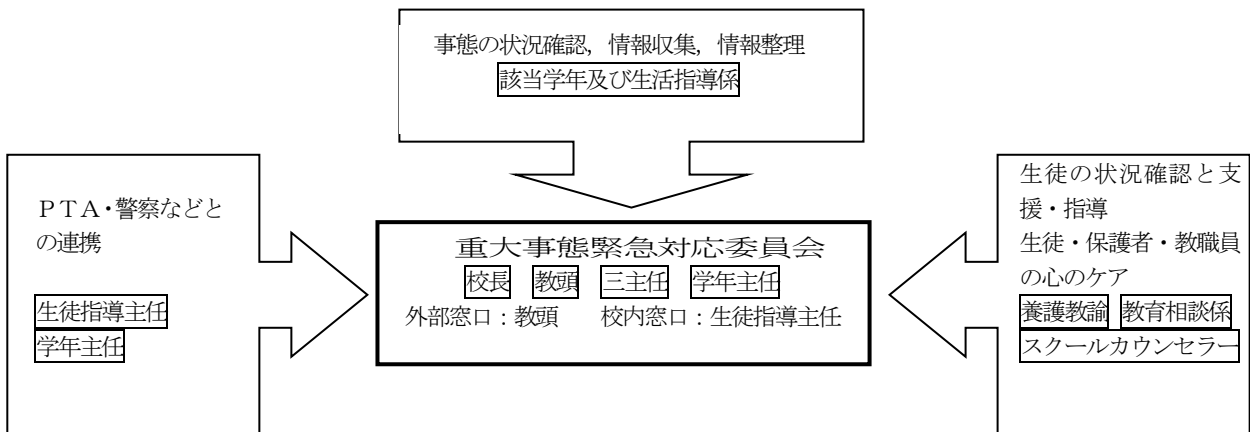
<p>○ 重大事態への報告</p> <p>重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。</p>
<p>○ 全校体制による緊急対応</p> <p>学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理</li> <li>・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア</li> <li>・ PTA・警察などとの連携 など</li> </ul> </div>
<p>○ 市教育委員会との連携</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告</li> <li>・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請</li> <li>・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請</li> </ul> </div>

(2) **学校による調査**

法第 28 条第 1 項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア **調査を行うための組織**

「重大事態緊急対応委員会」を設置し、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ **事実関係を明確にするための調査の実施**

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ (いつ頃から)
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を、どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

○ いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・情報を提供してくれた生徒等の安全確保
- ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院又は死亡した場合）

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及び保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。

○ その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図ることができるようにする。
- (2) 定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ防止基本方針を更新していくようにする。

○ いじめ問題等に関する主な相談機関

相談機関	電話番号	曜日	相談時間等
鹿児島市教育相談室 (鹿児島市教育委員会)	226-1345	月～金 土	9:30～20:00 (電話) 9:00～12:00 (電話, 面談)
教育相談課 (県総合教育センター)	294-2788	月～金	8:30～17:00 (電話)
家庭児童 相談	鹿児島市こども福祉課	月～金	8:30～17:15 (電話, 面談)
	谷山福祉部福祉課	月～金	9:15～16:00 (電話, 面談)
鹿児島教育ホットライン24	0120-783-574	全	24時間電話相談
鹿児島いのちの電話	250-7000	全	24時間電話相談
24時間子どもSOSダイヤル (全国统一フリーダイヤル)	0120-0-78310	全	24時間電話相談
チャイルドライン	0120-99-7777	月～土	16:00～21:00
少年サポートセンターヤングテレフォン	252-7867	月～金	8:30～17:15
いじめ電話相談 心のダイヤル	224-1179	月～金	9:30～20:00
		土	9:00～12:00